

事 務 連 絡

平成 26 年 3 月 31 日

名古屋入国管理局総務課長 殿

西日本地区入国者収容所等視察委員会

事務局長 辻 本 誠 治

西日本地区入国者収容所等視察委員会による意見書の送付及び当該意見書に対する措置について

この度、西日本地区入国者収容所等視察委員会から貴局長に対する意見書が提出されましたので、別添のとおり送付します。

貴局におかれましては、入国者収容所等視察委員会運用要領（平成22年6月29日付け法務省管警第148号通達添付）第10の1のとおり対応いただくとともに、同要領第10の2に従って、4月25日（金）までに措置等報告書を当局長宛てに送付願います（扱い：事務局）。

なお、措置等報告書における措置内容欄の作成に当たっては、措置内容を的確に把握する観点から、下記の点に留意願います。

記

- 1 検討結果を「措置」としたものについては、「措置済み」、「現在措置中」又は「措置予定」という措置段階が明確に分かるような形で記載すること。
- 2 検討結果を「検討中」としたものについては、当該事項の性格として、「（施設限りで対応できず）本省に伝達済み」又は「（施設限りで対応可能であるが）更に協議・検討が必要」という点を含めて記載すること。

添付物

西日本地区入国者収容所等視察委員会作成の意見書

1部



平成 26 年 3 月 31 日

意見書

名古屋入国管理局長 殿

西日本地区入国者収容所等視察委員会



貴局及び貴局中部空港支局における被収容者の処遇及び施設の運営に係る状況について、貴局から提供された情報、視察並びに書面及び面接に基づく被収容者からの意見聴取の内容等を踏まえて当委員会において協議した結果、貴局における警備処遇の透明性の確保並びに運営の改善及び向上を図ることを目的として、当委員会の意見を取りまとめたので、本意見書を提出します。

1 担当区域内各施設に対する共通意見

- (1) 常備薬の取扱いについて、現状では被収容者の求めに応じて、常備薬を授与しているところ、市販されている常備薬であっても副作用があり、必ずしも安全とは言えないことから、被収容者に副作用について知る機会を提供していただきたい。
- (2) ハラールフードについては、宗教上の問題であり、導入を目指していただきたい。
- (3) 施設により貴重品庫の鍵の貸与に際して、被収容者から申出書を提出させているか否かで同規模施設間での申出件数が相違していることから対応を統一していただきたい。

2 貴局に対する個別意見

(1) 名古屋入国管理局

ア 処遇に関する事項

(ア) 被収容者と面接した際の発言内容については施設側に伝えていているところ、それらに対して、既に何らかの措置を講じているものもあると思われるが、被収容者が十分理解できていない。コミュニケーションが良好になるよう心掛け、誤解が生じないように被収容者が納得するような説明を行っていただきたい。

(イ) 同室者の宗教的な朝のお祈りが、ストレスの原因になるとのことから、宗教的な理由が含まれる移室申出には十分配慮



していただきたい。

(ウ) 医師の診療態度に被収容者の不満が多く、不信感が強い
ため、払拭できるように努めていただきたい。

(エ) トランスジェンダーの被収容者については、単独室に入れ
ることは問題ないが、本人の状況を踏まえた対応を心掛けて
いただきたい。

イ 施設に関する事項

災害時の避難誘導に関するポスターが、絵と日本語でしか記
載されていない。多言語で掲載している収容施設があったため、
それらの共有を図っていただきたい。

(2) 中部空港支局

処遇に関する事項

トランスジェンダーの被収容者については、本人の状況を踏ま
えた対応を心掛けていただきたい。